

堺市立泉ヶ丘東中学校いじめ防止基本方針

堺市立泉ヶ丘東中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得るものであることを十分認識し、その防止と対策に当たってきた。しかし、ひとの痛みを知る共感力が不足している生徒や、自尊心の低い生徒等が加害者となるいじめ事象はなくなっていない。

今般、いじめ防止対策推進法の施行を受け、あらためて教職員自身が、生徒一人ひとりの尊厳を守り、生命や人権を大切にする意識を高め、いじめを許さない学校をめざして「堺市立泉ヶ丘東中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. いじめに対する基本認識

(1) いじめ防止等の対策に関する基本的理念

- いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為であるとともに、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得るものであるという認識を持って対応する。
- いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、生徒の間で、いじめが行われなくなるようにすることをめざして、教職員が強い危機感と高い意識を持ち、計画的、系統的に指導する必要がある。
- すべての生徒がいじめを行わず、いじめを確認しながら放置することがないよういじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解させる必要がある。
- いじめ防止のための対策をすべての教職員で共有し、生徒一人ひとりがかけがいのない存在として尊重され、教科指導をはじめ、行事、部活動など学校教育活動のすべてにおいて共感力を育み、自尊心の高揚を図る取り組みを進める必要がある。
- 校内に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの未然防止をはじめとするいじめ対策について、一人の教職員だけに任せることなく、組織的に対応する必要がある。

- いじめの早期発見や早期解決については、保護者や地域、関係機関との連携が重要であることから、平素から情報共有など、顔の見える関係作りに努める必要がある。
- インターネットに関係するいじめやトラブルは、周囲の大人が気づきにくく、被害が深刻になるケースがあることから、早い時期に、適切な知識と十分な啓発を行う必要がある。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条より）

- いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- けんかやふざけ合いの様相であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- 具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。
 - ⇒冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
 - ⇒仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ⇒軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ⇒金品をたかられる
 - ⇒金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⇒嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⇒パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる 等
- いじめの事実認定は、学校が設置する「いじめ対策委員会」が行う。

2. いじめの未然防止に向けて

(1) いじめの未然防止に向けた基本的な考え方

- いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こりうることを踏まえ、いじめ対応の中でも最も重要な取組であることを自覚し、計画的にすべての教育活動を通じた取組を行う必要がある。
- いじめにつながるようなきっかけがあったとしても、その行為をいじめに向かわ

せるのではなく、生涯にわたって人権尊重の精神と共感に基づき、心の通う対人関係を構築できる人づくりを目指す。

(2) 具体的な取組

- 道徳や人権教育、学校行事等を通じて、いじめ問題を自分のこととして考え、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、規範意識を高め、互いに認め合う集団作りに努める。
- 共感力をはぐくむため、地域のこども園や幼稚園、小学校等に出向いて交流を図る。
- 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい授業づくりをめざし、日々の授業の工夫改善を図る。
- 保健や道徳の授業、教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、人の痛みを知り、それを他人にぶつけるのではなく、運動やスポーツ、読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。
- 生徒の居場所と出番を確保し、自己有用感と仲間作り、個性の伸長を図ることを目的として学校行事や部活動の充実に努める。
- 計画的に教職員研修を実施し、子ども理解や発達課題等の障害に対する理解を深め、教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないよう細心の注意を払う。
- 企業、団体が提供している、安心安全なインターネット利用に関する出前講座等を活用し、ネットによる加害者や被害者にならないよう、情報モラル教育を推進する。

3. いじめの早期発見に向けて

(1) いじめの早期発見に向けた基本的な考え方

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。
- いじめは、大人の目の届かない時間や場所で行われることが多いことから、ささいなことでもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から積極的にかかわりを持つようにすることが大切である。

(2) 具体的な取組

- いじめの早期発見に向けて、学期に1回アンケートを実施し、学級担任による教育相談を学校行事に位置付け、いじめについて相談しやすい体制を整える。
- 電話相談やLINE等、学校以外でも相談できる場所があることを知らせる。
- 教職員は、「いじめ対応チェックシート」を定期的に確認し、生徒のささいな変化も見逃さないようにし、いじめを発見した場合は速やかにいじめ対策委員会に

報告し、情報の共有をする。

- 平素から連絡ノートや電話連絡、家庭訪問等を通じて保護者と連絡を密にし、いじめにつながる変化を見逃さないようにするとともに、どんな情報であっても危機感を持って対応することを心掛ける。
- 地域行事への参加や関係機関に出向くなどして、平素から連携を図り、情報共有に努める。
- いじめ対策委員会を定期的を開催し、学校内で報告、連絡、相談等の情報共有がスムーズに行われているか等、いじめに対する取組を定期的に点検し、改善充実を図る。

4. いじめの早期発見に向けて

(1) いじめの早期発見に向けた基本的な考え方

- いじめを事実認定したときは、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめ対策委員会を中心に組織的に方針を定める。
- 早期に詳細な事実確認を行い、保護者にも事実に基づいた説明を行うとともに、関係する生徒、保護者が納得する解決に向けて協力を求める。
- ネット上のトラブルについては、被害が重大になる危険があることから、早急な対応と関係機関との連携が重要となる。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

- 関係生徒だけでなく、周囲にいた生徒などからも聞き取りを行い、詳細で正確な事実確認を行う。
- 関係する保護者に、事実と解決に向けた取組を説明する。
- 加害生徒には当該生徒の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。自分が行った行為を振り返り、善悪を理解させ、反省や謝罪をさせる。
- いじめによっては、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがある。これらについては、必要に応じて、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

(3) いじめ解消後の対応について

- いじめが解消された状態とは次の2つの要件をもとに判断する。
 - ① いじめ行為が止んでいること（少なくとも3か月継続）
 - ② 本人や保護者の面談等を通して、被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること
- いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるよう、環境の確保に努める。
- いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

- ・いじめ防止対応を見直し、再発防止に向けた取組を行う。
- (4) ネットいじめ等、インターネットに関するトラブル対応について。
- ・ネット上の不適切な書き込み画像については、被害の拡大を防ぐため、関与できる範囲で直ちに削除する処置をとるように指導する。
 - ・必要に応じて、法務局に協力を求め、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察に通報し援助を求める。

5. 泉ヶ丘東中学校いじめ対策委員会

- (1) いじめ対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、支援学級担当を構成員とし、必要に応じて関係教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を交え、毎月1回の定例会と、いじめが発生した際の緊急会議を開催する。
- (2) いじめに関する指導記録を作成し、教育委員会に報告するとともに、今後の指導に役立てる。
- (3) いじめをはじめとする生徒指導に関する対応として、校内研修の企画を行う。
- (4) 重大事案が発生した際には、直ちに教育委員会に報告し、本委員会が調査機関として事実確認等、徹底した調査に努め、迅速に教育委員会に報告する。

※重大事案（いじめ防止対策推進法 第28条より）

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる事態」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められる事態」

「生徒や保護者がいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」

- (5) 特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援に組織的に行う。

6. いじめ対応の評価について

- (1) いじめ対応に関する評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃から生徒理解や未然防止、早期発見の取組、いじめが発生した際には、速やかな実態把握や組織的な対応等が適切であったかについて評価を行う必要がある。
- (2) 教職員、学校協議委員等、様々な視点で取組を評価し、さらなる改善に取り組む。